

資 料

（寄附金に関する税制の概要）

目 次

● 公益活動等に対する寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）	1
● 公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要（個人住民税）	2
● 特定公益増進法人制度の概要（現行）	3
（参考）特定公益増進法人の業務類型改正の経緯	4
● 認定NPO法人制度の概要（現行）	5
（参考）認定NPO法人の制度の改正の経緯	6
● 指定寄附金制度の概要（現行）	7
● 各国の寄附金に関する税制の概要	8
（参考）諸外国の非営利法人制度及び税制上の優遇措置の概要	9
● 寄附金（個人・法人）に関する日米の状況	10
● 日米の所得格差	11
● 世界の主要企業のCEO（企業最高経営責任者）年間報酬額と平均賃金	12
● 個人の寄附の状況	13
● 寄附についての意見	14
● 寄附の動機	15
● 法人の寄附金の支出状況	16
● わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）	17
● 公益法人制度改革の基本的枠組み（イメージ）	18
● 新たな非営利法人における寄附金税制の見直しについて	19
（参考）認定NPO法人の認定要件の概要	20
● 寄附金の損金算入枠について	21
● 民法34条法人（社団法人・財団法人）数の推移	22
● 年間収入別の民法34条法人（社団法人・財団法人）数	23
● 収入構造及び支出構造：民法34条法人（社団法人・財団法人）全体	24
● NPO法人の認証数の推移	25
● NPO法人の活動実態	26
● 収入規模別・支出規模別にみたNPO法人の分布	27
● NPO法人の収入に占める収入項目の割合	28

公益活動等に対する寄附金に関する税制（国税）の概要（現行）

寄附金の 区分 寄附をした者の 税制上の 取扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 （ ・公立高校 ・公立図書館 ※義援金 など ）	指 定 寄 附 金 （ ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など ）	特定公益増進法人 に対する寄附金 （ ・日本赤十字社などの特殊法人 ・民法 34 条法人のうち科学技術 の試験研究や学生に対する学 資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など ）	認定 N P O 法人 に対する寄附金 （ 特定非営利活動を行う法人 （ N P O 法人 ）のうち一定 の要件を満たすものとして 国税庁長官の認定を受けた もの ）
所 得 税	「寄附金（※）－ 1 万円」を所得から控除 ※ 総所得の 30%を限度			
法 人 税	全額損金算入		一般の寄附金（注 1）とは別に、以下を限度として損金算入 （所得金額の 2.5%＋資本等の金額の 0.25%）× 1 / 2	
相 続 税	国、一定の公益法人、認定 N P O 法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

（注） 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定 N P O 法人に対する寄附金以外の
もので（所得金額の 2.5%＋資本等の金額の 0.25%）× 1 / 2 を限度として損金算入される。

2. 個人が法人に対して土地等の資産を贈与した場合には、通常、資産の譲渡があったものとみなして所得税が課税されるが、公益の増進に著しく寄与
する公益法人等に対する贈与等で、国税庁長官の承認を受けたものは非課税。

3. 公益法人、N P O 法人に贈与又は遺贈した財産については、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除いて相続税又
は贈与税は課税されない。

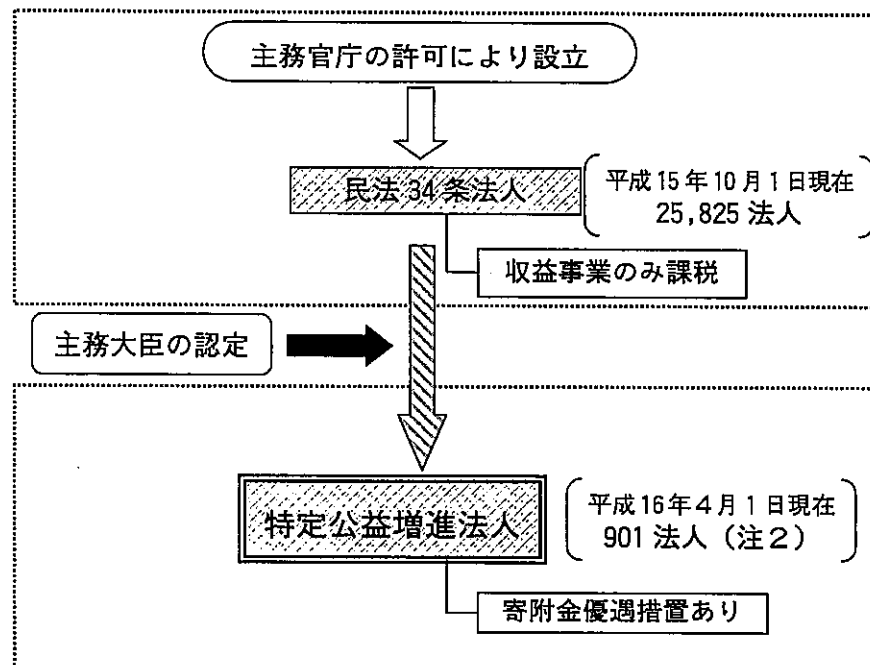
公益活動等に対する寄附金に関する税制の概要（個人住民税）

寄附金の 区 分	都道府県、市区町村 に対する寄附金 〔 ・ 公立高校 ・ 公立図書館 ・ 都道府県等に対する災害義援金 など 〕	都道府県共同募金会 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における都道府県共同募金会に限る) 〔 ・ 赤い羽根募金 など 〕	日本赤十字社の支部 に対する寄附金 (納税義務者の住所地における日本赤十字社の支部に限る) 〔 ・ 救急医療体制の整備等に 充てるための寄附金 など 〕
寄附をした 個人の税制上 の取扱い	「寄附金(※)ー10万円」を所得から控除 ※ 総所得の25%を限度		

特定公益増進法人制度の概要（現行）

特定公益増進法人制度は、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを「特定公益増進法人」として、これらの法人の主たる目的である業務に関連する寄附金について、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。

〔民法 34 条法人（社団法人・財団法人）〕



（注 1） 認定期間は、原則 2 年

（注 2） 16 年 4 月 1 日現在 特定公益増進法人 21,140 法人（民法 34 条法人 901 法人を含む）

「特定公益増進法人」の類型

- ① 独立行政法人
- ② 地方独立行政法人
- ③ 特別な法律により設立された法人で政令で定められているもの（日本赤十字社等）
- ④ 民法上の社団法人、財団法人で、
 - （イ） （財）日本体育協会など政令に掲名されているもの
 - （ロ） 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務（38 類型）を主たる目的とするもので適正な運営がされているものであることにつき主務大臣の認定を受けたもの。
- ⑤ 学校法人等
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 更生保護法人

認定基準（上記④（ロ）の類型に係るもの）

- 対象となる具体的業務（限定列举：38 類型）に該当するものであること
- 当該法人の運営組織及び経理が適正であること
- 相当と認められる業績が持続できること
- 受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと
- その他適正な運営がされているものであること

(参考) 特定公益増進法人の業務類型改正の経緯

[38類型 17.4.1]

年度	類 型 の 追 加	
36	自然科学	イ 科学技術に関する試験研究 ロ 科学技術に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給 ハ 科学技術に関する知識思想の普及啓発
	学校教育	ヘ 学校における教育に対する助成 ト 学資の支給等・寄宿舎の設置運営
46	経済協力	ヨ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力
48	社会教育	ヌ 青少年に対する社会教育
	環境保全等	ム 野生動植物の保護繁殖
51	芸術文化	ル 芸術の普及向上
52	学校教育	チ 大学の学生等の教授研究に資する宿泊研修施設の設置運営
	人道的事業	ナ 貧困者の訴訟援助
58	経済協力	タ 開発途上にある海外の地域に所在する公共的施設の管理運営
	環境保全等	ニ 国土緑化事業の推進
60	環境保全等	ウ すぐれた自然環境の保存活用
62	犯罪予防等	ノ 犯罪の予防のための覚せい剤等の薬物濫用の防止及び青少年の健全育成
63	人文科学	ホ 人文科学の諸領域の優れた研究を行う者に対する助成金の支給
	国際交流	レ 海外における我が国についての理解の増進 ソ 海外における我が国についての理解の増進を行う者に対する助成金の支給
	その他	ヤ 水難に係る人命の救済

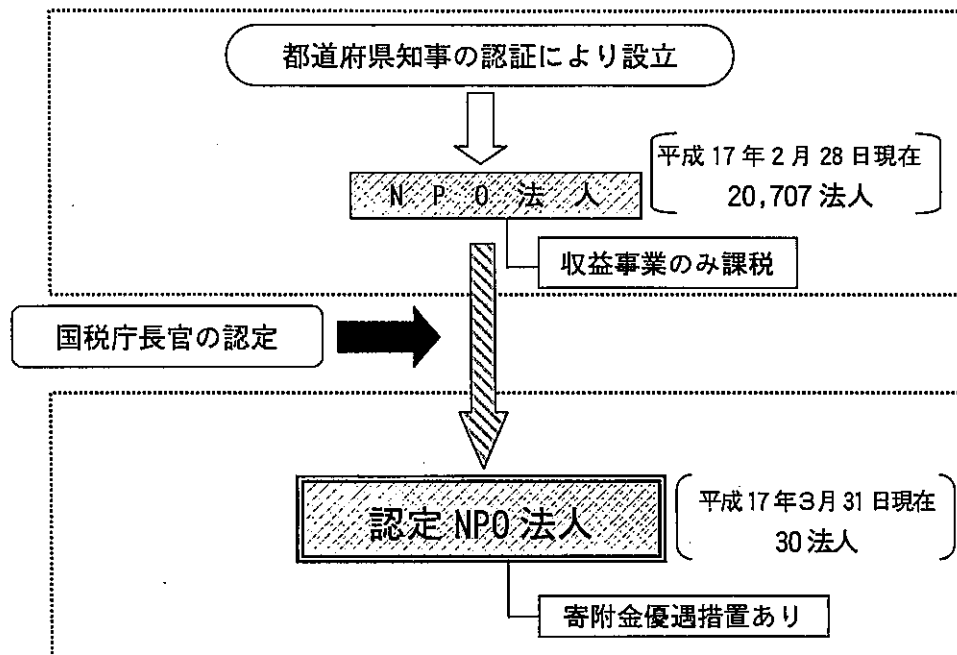
年度	類 型 の 追 加	
元	芸術文化	ヲ 文化財・歴史的風土の保存活用
	人道的事業	ネ 受刑者等に対する篤志家面接指導の推進
	その他	キ イ～アの業務のうち複数の業務を一体として行うもの
3	芸術文化	ワ 登録博物館の振興
4	学校教育	リ 留学生交流
	国際交流	ツ 地域の国際交流
	犯罪予防等	オ 暴力追放運動推進センター
5	その他	マ レクリエーション活動の普及振興 ケ 盲導犬の訓練
6	人文科学	ニ 人文科学に関する研究
	その他	フ 福祉用具の研究開発及び普及の促進
7	人道的事業	ラ 中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び帰国後の生活の支援
	その他	コ 障害者雇用支援センター
9	芸術文化	カ 登録博物館の設置運営
	その他	ア シルバー人材センター連合
11	その他	エ 重度身体障害者等の雇用の促進
14	犯罪予防等	ク 犯罪被害者等早期援助団体
	その他	テ 障害者のスポーツ活動の普及振興
15	その他	サ 慢性疾患にかかっている児童及びその家族の宿泊施設の設置運営

(備考) 所得税法施行令第 217 条第 1 項第三号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第三号に規定する民法法人を対象とした。

認定 NPO 法人制度の概要（現行）

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものを「認定 NPO 法人」として、これらの法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金について、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。

〔NPO 法人（特定非営利活動促進法に基づくもの）〕



（注） 認定期間は 2 年

認定 NPO 法人の認定基準（概要）

- 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること
（いわゆるパブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金、助成金、（寄附金の性質を有する）会費}}{\text{総収入金額（寄附金、助成金、会費、事業収入等）}} \geq \frac{1}{5}$$

- 広く一般を対象とした活動を行っていること（会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと 等）
- 適切な情報公開（収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出した寄附金に関する事項等を記載した書類等を閲覧させること等）
- 事業内容の適正性（役員等の特定の者に特別な利益を与えないこと等）
- 運営組織の適正性（役員や社員のうちその親族が占める割合が一定以下であること等）

認定 NPO 法人数の推移

（平成 17 年 3 月 31 日現在）

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	16 年度末 認定法人数
認定法人数	3	9	10	9	30
新規申請件数	11	12	19	29	

（参考）認定NPO法人の制度の改正の経緯

◎制度の施行（平成 13 年 10 月～）

【参考】制度創設時のパブリック・サポート・テスト（以下PST）の算式

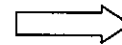
$$\frac{\text{寄附金、助成金、（寄附金の性質を有する）会費}}{\text{総収入金額（寄附金、助成金、会費、事業収入等）}} \geq \frac{1}{3}$$

（注1）分子には、役員又は社員から受け入れた寄附金は含めない。

（注2）分母・分子には、一者から受け入れた寄附金で、年間の合計額が3,000円未満（寄附金最低金額）のものは含めない。
など

◎認定要件の緩和（平成 14 年度改正）

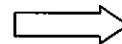
- PSTの計算において、役員又は社員から受け入れた寄附金についても、他の寄附金と同様の取扱いに



役員又は社員からの寄附金とその相当部分であるという寄附金収入の実態に配慮

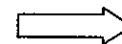
◎認定要件の緩和・みなし寄附金制度の導入（平成 15 年度改正）

- 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、PSTの割合を引下げ
1/3 以上 ⇒ 1/5 以上



NPO法人制度自体が施行後の年数も浅く、財政基盤が脆弱なNPO法人が多いという現状に配慮

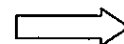
- 認定NPO法人について、公益法人と同様の「みなし寄附金」制度を導入（寄附金の損金算入限度額を所得金額の 20%（改正前 2.5%）に拡大）。



収益事業から生ずる所得をNPO活動に活用するNPO法人を支援

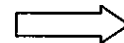
◎認定要件の緩和、申請手続の簡素化（平成 17 年度改正）

- PSTについて、直前2事業年度等の平均により算定



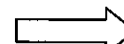
寄附金収入の実態に配慮

- 共益的活動の制限に係る要件の緩和



いわゆるネットワーク型NPO法人等の活動実態に配慮

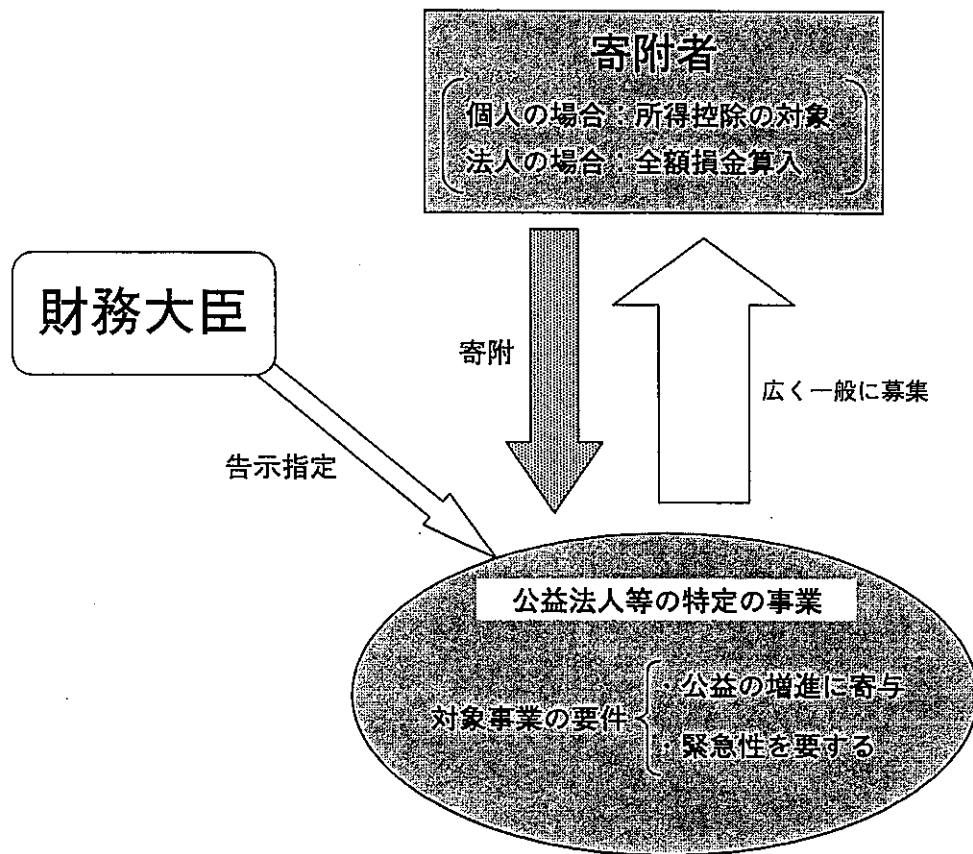
- 申請書類及び報告書類の一部廃止



手続きの簡素化

指定寄附金制度の概要（現行）

指定寄附金制度は、広く一般に募集される寄附金で、かつ、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など公益の増進に寄与するための支出で緊急を要する事業に充てられることが確実であると認められるものとして、財務大臣が指定した寄附金を「指定寄附金」として、特別の税制上の優遇措置を講ずるものである。



財務大臣の審査事項

- 寄附金募集法人の事業内容、寄附金の使途
- 寄附金の募集目的、目標額、募集区域、募集対象
- 寄附金の募集期間、管理方法
- 寄附金の募集経費 等

指定寄附金の例

- 国宝・重要文化財の修復
- 国際博覧会の開催
- オリンピックの開催
- 博物館・美術館の建設
- 国立大学法人の校舎敷地の取得・教育研究等
- 私立学校の校舎敷地の取得・教育研究等
- 赤い羽根共同募金
- 社会福祉施設の建設等

（参考）

平成 15 年度における指定数は 411 件

各国の寄附金に関する税制の概要

未定稿

(2005年1月現在)

	区分	寄附金の種類		優遇 団体数	税制上の取扱い	
					所得税（個人）	法人税
アメリカ	公益目的の 寄附金	宗教、慈善、教 育等を目的と する団体に対 する寄附	特に公益性の強い団体 に対する寄附金 （連邦・州・地方政府 等に対する公共の目的 の寄附金も含む） その他の一定の公益団 体に対する寄附金	964,418 (2003)	所得控除 （所得の 50％を限度） 所得控除 （所得の 30％を限度）	損金算入 （所得の 10％を限度）
イギリス (イングランド・ ウェールズ)	公益目的の 寄附金	チャリティに対する寄附金		188,452 (2003)	原則として、寄附に対応する納税額が、 税務当局からチャリティに給付される。	損金算入（全額）
ドイツ	公益目的の 寄附金	慈善、教会、宗教、学術目的及び特に奨 励に値すると認められる公益目的の寄 附金		不 明	所得控除（以下のいずれか大きい金額） ①年間総売上高と賃金の合計の 0.2％ ②所得の 5％（慈善目的、学術目的及 び特に奨励に値すると認められる 公益目的の寄附金については 10％）	個人に準ずる
フランス	公益目的の 寄附金	一定の公益組織・公益社団・公益財団及 び贈与の受け取りを認められた宗教団 体又は慈善団体等に対する寄附金		不 明	寄附金額の 66％につき税額控除 （課税所得の 20％を限度）	寄附金額の 60％につき税額控除 （年間売上高の 0.5％を限度）
日本	公益目的の 寄附金	国又は地方公共団体に対する寄附金		411 (平成 15 年 度指定数) 21,140 (平成 16 年 4 月 1 日現在) 30 (平成 17 年 3 月末日現在)	所得控除（次の額を限度） 〔その年中に支出した寄附金の合計額 （所得の 30％相当額を限度）－1 万円〕	損金算入（全額）
		指定寄附金				
		特定公益増進法人に対する寄附金				損金算入 （一般の寄附金の損金算入限度額とは 別枠により、同額までを限度）
		一般の 寄附金				

(参考) アメリカの寄附先としては、宗教団体が6割(出所)平成12年度国民生活白書

(注1) 日本以外には一般の寄附金は存在しない。

(注2) 優遇団体数については、アメリカは内国歳入法第501条(c)(3)団体として申請されたものであり、イギリスはチャリティとして登録されたもの。

(注3) アメリカでは、個人の約7割が概算控除を選択しており、その場合は寄附金控除等の項目別控除は適用されない。

(参考) 諸外国の非営利法人制度及び税制上の優遇措置の概要(未定稿)

(2005年1月現在)

		アメリカ(注1)	イギリス(注2)	ドイツ(注3)	フランス(注4)
非営利法人	形態	非営利公益法人、非営利共益法人 非営利宗教法人 等	保証有限会社 等	登録社団、財団 等	届出非営利社団、公益社団 公益財団
	根拠法	州法(カリフォルニア州法人法典)	会社法等	民法等	非営利社団契約に関する1901年7月1日法等
	法人格の取得	準則主義	準則主義	・登録社団: 準則主義 ・財 団: 認可主義	・届出非営利社団: 準則主義 ・公 益 社 団: 許可主義 ・公 益 財 団: 許可主義
非課税団体		・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・内国歳入法501条(c)等に定める非課税団体に該当するものとしてIRSの承認を受けた場合、非課税となる。(教会等は承認不要)	・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・チャリティ委員会により登録チャリティとして認定を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であるといっても直ちに非課税団体とされるわけではない。 ・法人税法5条1項に定める非課税団体に該当するものとして税務署の承認を受けた場合、非課税となる。	・非営利法人であれば非課税資格が認められる。 ・税務署が事後的に非課税となる要件を満たすか否かを判断する。
寄附金優遇団体		・非課税団体であるといっても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める寄附金優遇団体に該当する非課税団体としてIRSの承認を受けた場合、団体に対する寄附が優遇される。	・非課税団体は寄附金優遇団体となる。 ・(下記に定める要件は非課税団体の要件と同じ)	・非課税団体であるといっても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める寄附金優遇団体に該当する非課税団体として税務署の承認を受けた場合、団体に対する寄附が優遇される。	・非課税団体であるといっても直ちに寄附金優遇団体とされるわけではない。 ・下記に定める要件に該当する団体であれば、団体に対する寄附の優遇措置が認められる。 ・税務署が事後的に寄附金優遇団体となる要件を満たすか否かを判断する。
認定要件等		下記の内国歳入法170条(c)に定める要件を満たす団体であること。 ①連邦、州、地方政府等 ②501(c)(3)団体(公共安全試験団体を除く) ③共同墓地 等 このうち、代表的な団体である501(c)(3)団体は、さらに下記の要件を満たす団体として内国歳入庁に承認されること。 ①宗教、慈善、科学、文学、教育、国内・国際アマチュアスポーツ振興、児童・動物の虐待防止を目的とすること ②利益の分配を行わないこと ③残余財産を社員・出資者に分配しないこと ④過度なロビー活動を行わないこと ⑤政治活動に関与しないこと	下記の要件を満たす登録チャリティとしてチャリティ委員会に承認されること。 <目的一判例法により確立> ①貧困の救済、教育の振興、宗教の振興、その他社会に有益な目的のうち1つに該当すること ②他の者に対して援助等を提供するものであること ③特定の個人を対象としたものでないこと ④人類にとって有害なものでないこと ⑤違法なものでないこと ⑥政治的なものでないこと 等 <その他> ⑦独立した組織であること ⑧一般の人々に対する便益が会員に対する便益よりも優位性を有すること ⑨援助対象又は会員資格に条件を課さないこと ⑩残余財産の分配不可 等	下記の要件を満たす団体として税務署から承認されること。 ①公益、慈善、宗教目的のいずれかに該当すること ②残余財産は出資額を限度として構成員に帰属し、残りは団体の本来の目的のために使用されること ③団体財産を政党への直接的・間接的な支持に使用しないこと ④特定の者を優遇しないこと ⑤定款に記載された目的を排他的に、かつ、直接に行うこと ⑥租税優遇されるべき要件が備えられているか否かを定款に基づいて検討できる程度に定款の目的及び実現方法の記載が詳細であること	非課税団体(≡非営利法人)のうち、下記の要件のいずれかに該当する団体であること。(事後的に税務署が資格の有無を判断) ①慈善、教育、科学、社会、人道、スポーツ、家族、文化的性格を有する公益的な団体・公益社団・公益財団であること ②美術品の価値増進、環境保全、文化交流等に貢献する公益的な団体・公益社団・公益財団であること ③寄付・遺贈の授受を許可された宗教・慈善団体であること

(備考) 「非営利法人」の項目は、一般に非営利・公益目的とされる団体の類型を例として挙げたものであり、必ずしも各国において「非営利法人」という概念が法律上定められているわけではない。

(注1) アメリカでは、法人格の取得は州法により規定されているため、課税上の取扱いについては連邦税に係るものを記載しているが、非営利法人の法人格取得に係る規定については、カリフォルニア州の規定を例として挙げている。

(注2) イギリスについては、イングランド及びウェールズに関する制度について記載。公益目的のみに適用される法人形態がなく、会社法上の一類型である保証有限会社等を利用して公益目的の活動が行われていることから、非営利法人の一例として保証有限会社を掲げている。また、チャリティ委員会は、1960年チャリティ法により設置され、現在は1993年チャリティ法に設置根拠を持つ政府機関である。

(注3) ドイツにおける税務署は、連邦財務省と州財務省の共通の管轄において共有税や州税等の徴収を行う執行機関である。非課税団体・寄附金優遇団体の認定においては、連邦の定めた基準に基づいて審査を実施する。なお、ドイツにおける政党は非課税団体であるが、政党に対する寄附については特殊な扱いとなっており、個人による政党に対する寄附について一定額の控除が認められる一方、法人による寄附については控除できない。

(注4) フランスにおける税務署は、国の管轄に属する。なお、フランスにおいては非課税団体・寄附金優遇団体に係る事前の認定手続は無いが、申告等の段階において事後的に税務署が資格の有無を判断する。

寄附金(個人・法人)に関する日米の状況

未定稿

1. 寄附金総額推計

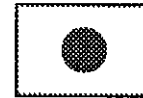
(2002年)

	日 本	アメリカ
個 人	2,189億円	22兆9,920億円
法 人	5,092億円	1兆5,255億円
合 計	7,281億円	24兆5,174億円

(出所)内閣府経済社会総合研究所「ESRI Discussion Paper Series No. 126」

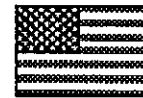
2. 家計調査からみた寄附金の額(個人)

*** 家計毎の1年間の平均的な寄附の額 ***



2,936円
(上記の他、宗教団体への寄付等の額:19,912円)

(出所)総務省「家計調査年報(平成14年)」

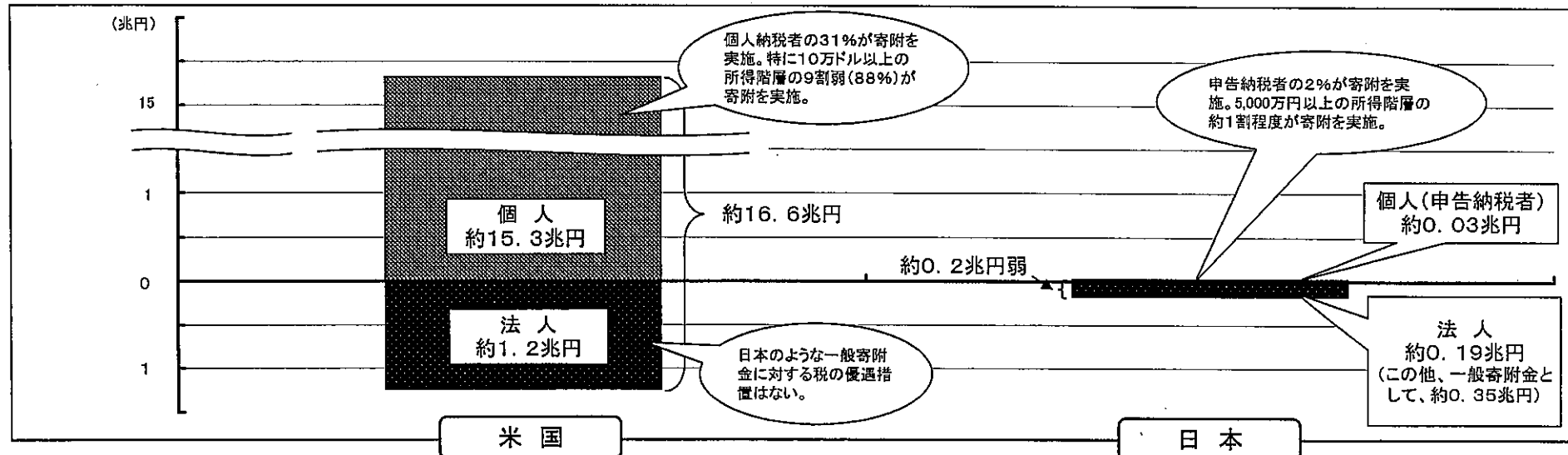


1,620ドル

(出所)Independent Sector財団(2001年)

3. 寄附金控除額

(2005年1月)



(注) 1ドル=109円(平成16年6月~11月の基準外国為替相場)

寄付金額は、個人及び法人の寄附金控除額である。なお、日本の個人の寄附金控除額は申告納税者の計算であり、還付申告者は含まれていない。

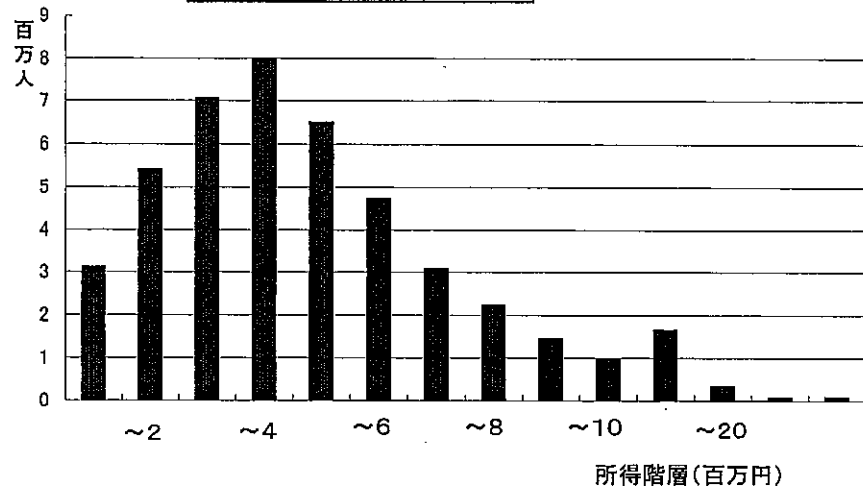
また、米国の寄附金控除額には、宗教団体への寄附金分も含まれている。

(出所) IRS(個人は2002年、法人は2001年)、国税庁(平成15年)

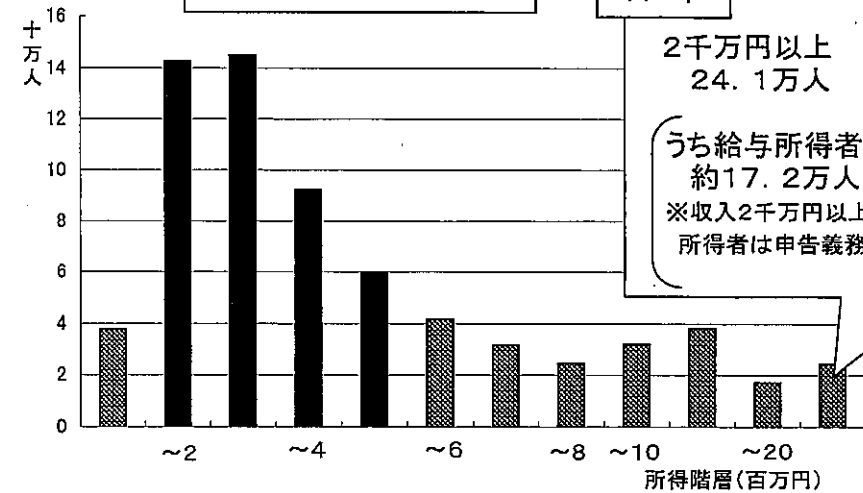
日米の所得格差

未定稿

日本（給与所得者）



日本（申告所得者）

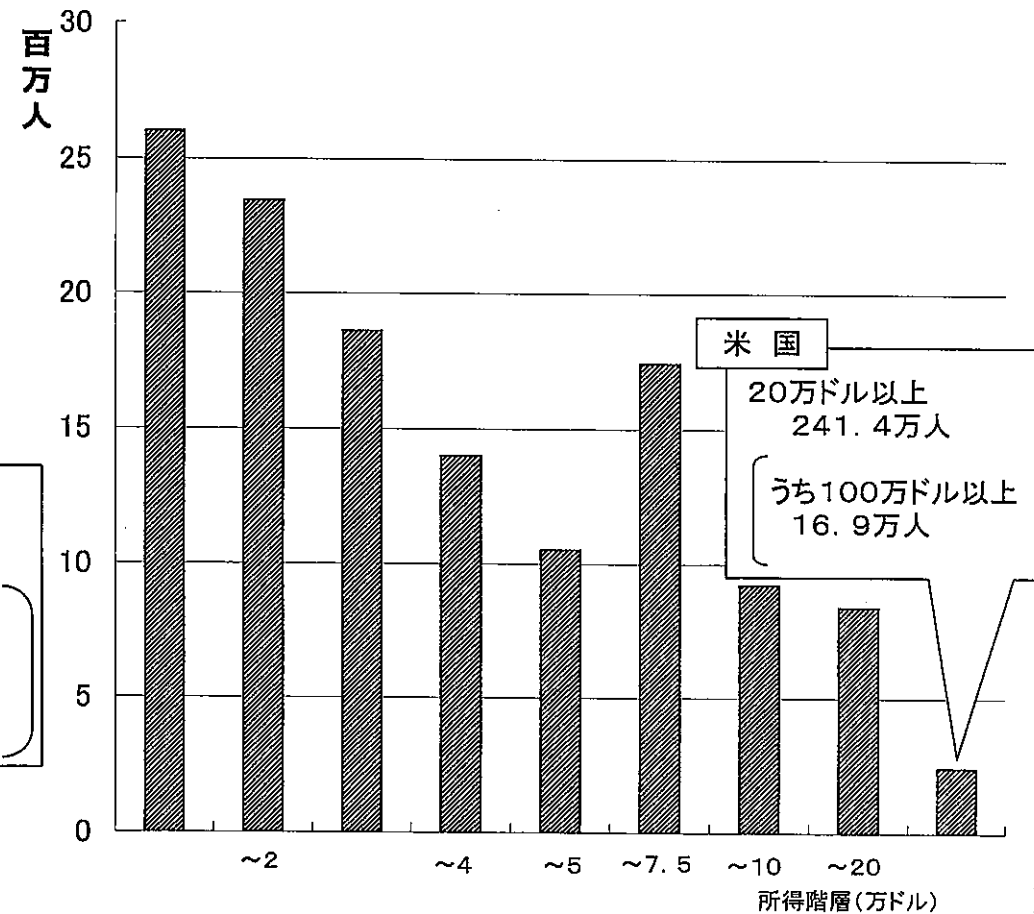


日本

2千万円以上
24.1万人

うち給与所得者
約17.2万人
※収入2千万円以上の給与
所得者は申告義務あり

米国（所得申告者）



米国

20万ドル以上
241.4万人

うち100万ドル以上
16.9万人

(出所) 国税庁「民間給与の実態」(平成14年分)、「申告所得税の実態」(平成14年分)
IRS SOI Bulletin (2002年)

世界の主要企業のCEO（企業最高経営責任者）年間報酬額と平均賃金

未定稿

（単位 億円）

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	社名	報酬額	社名	報酬額	社名	報酬額	社名	報酬額	社名	報酬額
第1位	ソニー	2.34	オラクル	917.9	グラクソ・スミス・クライン	6.6	ドイツ銀行	15.9	ロレアル	6.2
第2位	三菱東京FG	1.30	デル・コンピュータ	261.7	ブリティッシュ・ペトロリアム	5.7	ドイツテレコム	4.9	トタルフィナエルフ	3.8
第3位	トヨタ自動車	0.65	JDS Uniphase	196.1	ボーダフォン	4.3	E.ON	3.9	BNPパリバ	2.1
第25位			メリルリンチ	41.4						
第100位			JC.Penny	10.5						
平均賃金（年額）	3.63（百万円）		3.95（百万円）		4.26（百万円）		3.61（百万円）		2.98（百万円）	

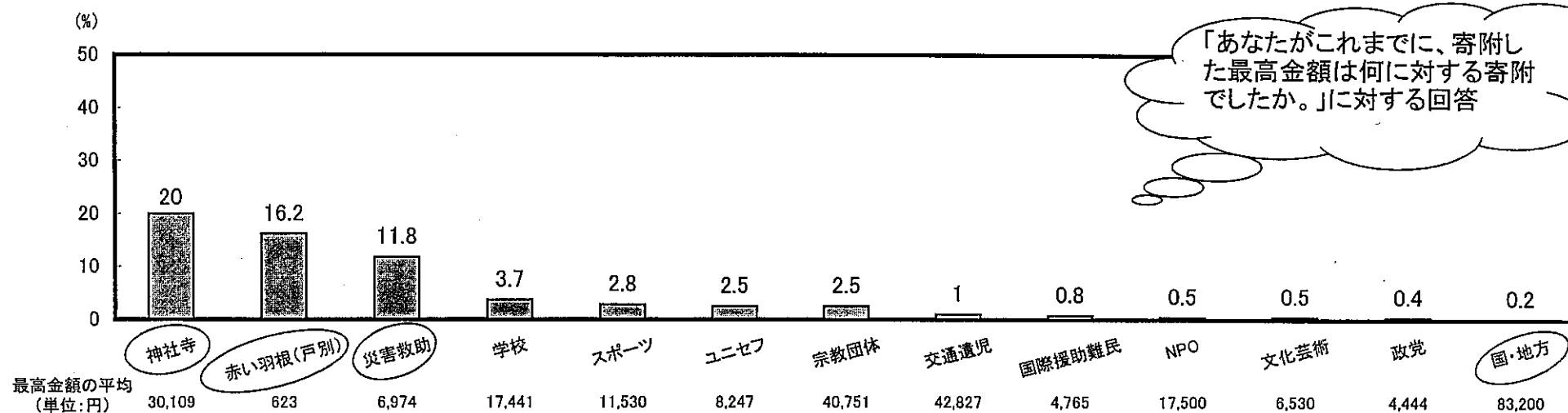
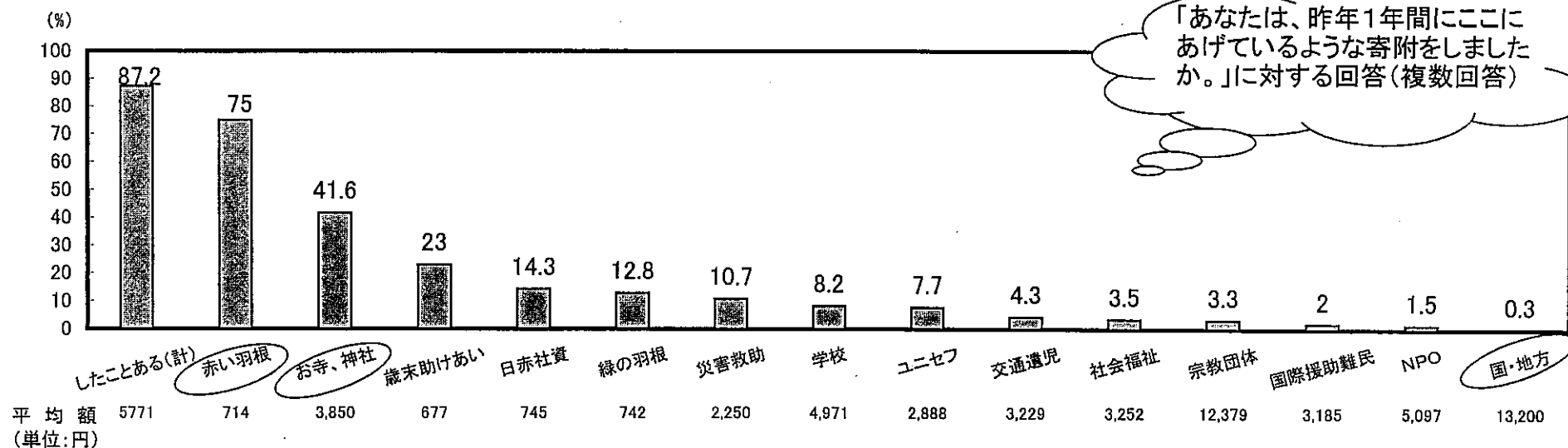
（注1） CEOの報酬については、Forbes 誌の独自調査によるランキング（日本・ドイツは同誌による推定・2001 年度分）に基づいて作成。

（注2） 平均賃金については、総務省「世界の統計 2002」における計数を年額ベースに換算すること等により推計したもの。ドイツについては、製造業の平均賃金。

（注3） 換算レートは、1ドル＝130 円、1ポンド＝187 円、1ユーロ＝115 円（平成 13 年 12 月～平成 14 年 5 月の基準外国為替相場）。なお、フランスについては1ユーロ＝6.55957フラン、ドイツについては1ユーロ＝1.95583マルクで計算している。

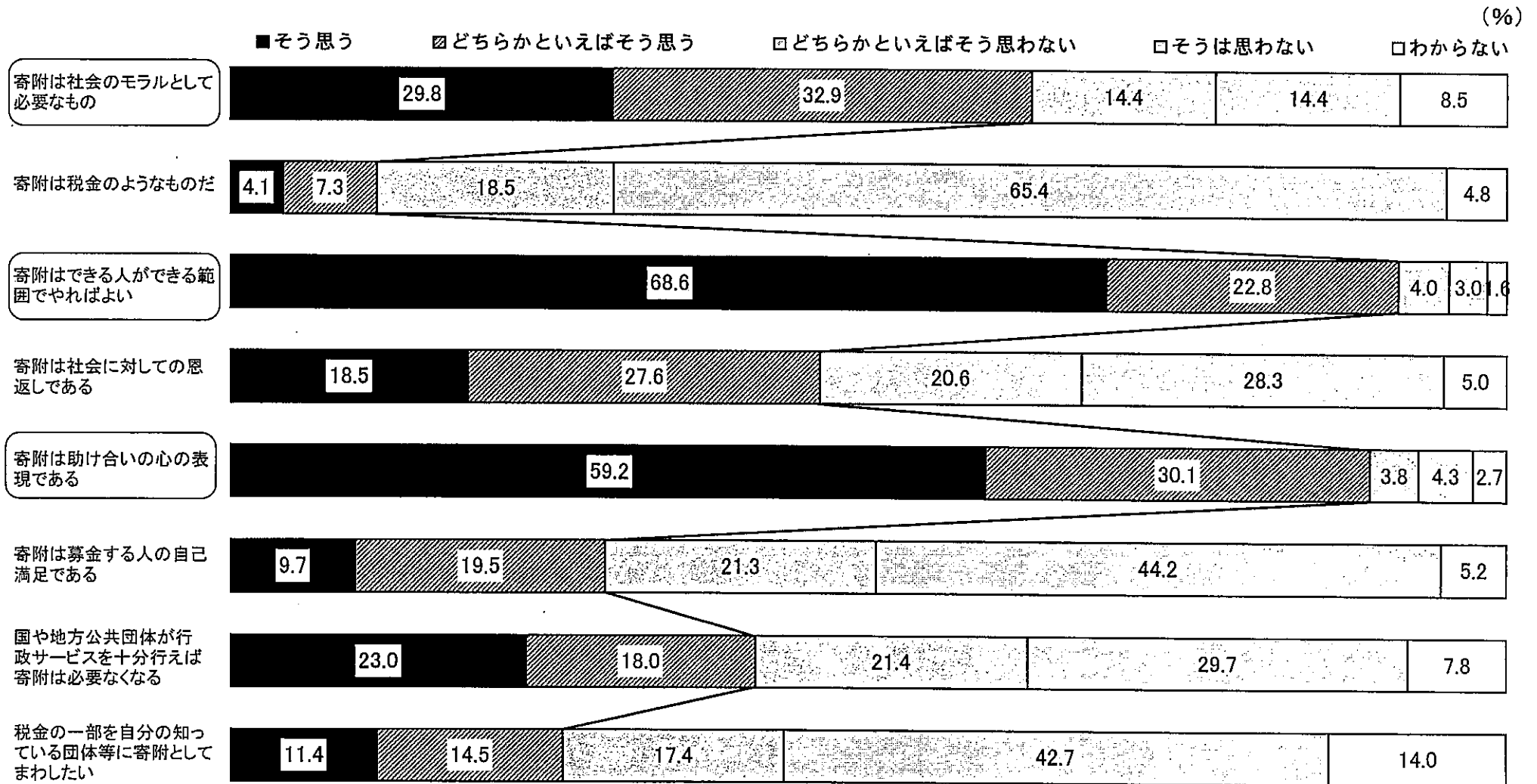
（出所）平成 16 年 3 月 30 日 第 9 回基礎問題小委員会（「我が国経済・社会の構造変化の「実像」把握(4)～《分配》」11 ページより引用）

個人の寄附の状況



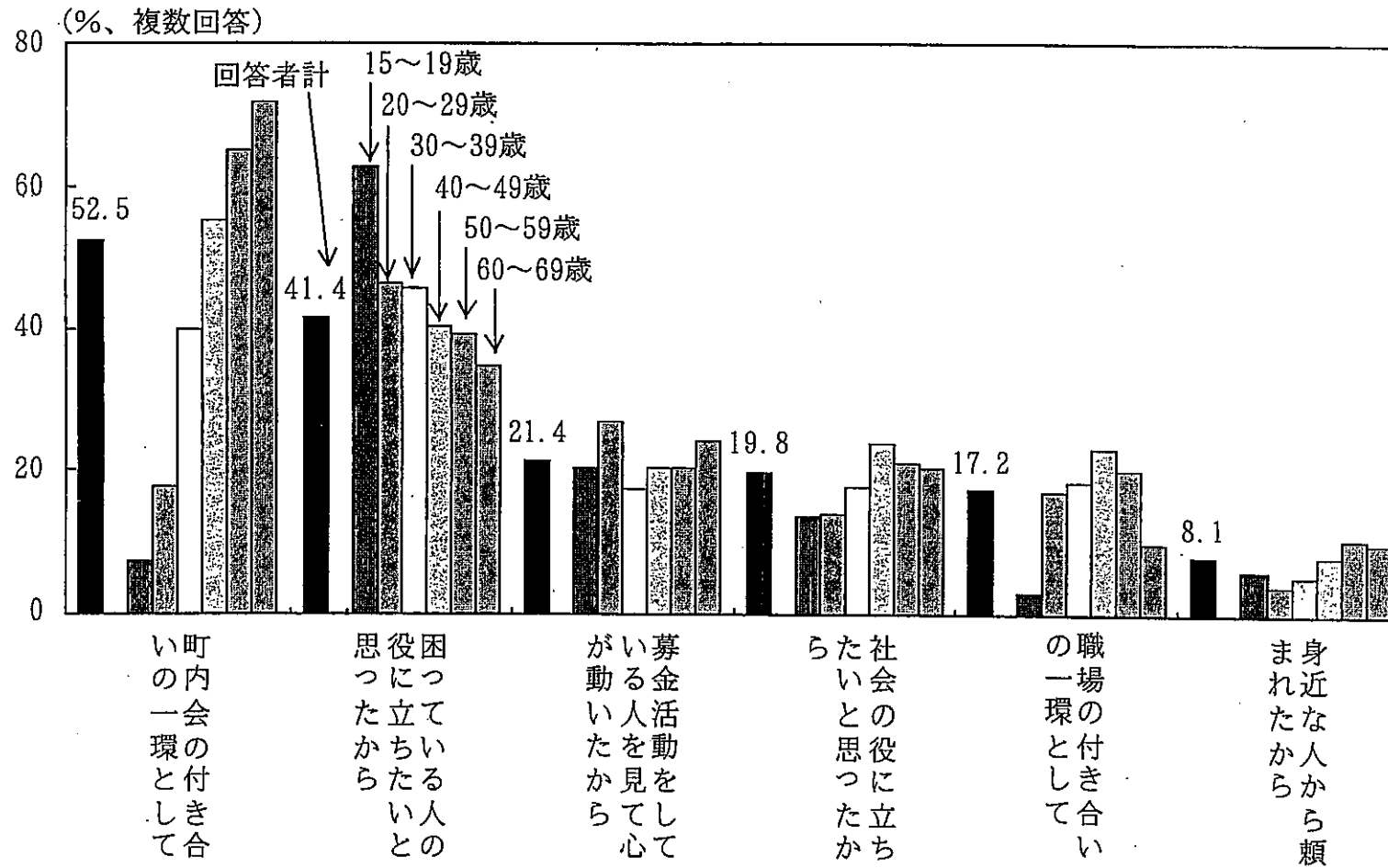
(出所) 「共同募金とボランティア活動に関する意識調査」(平成12年10月 中央共同募金会)
調査地域: 全国・18歳以上の男女個人3,000人を対象。 回収率: 71.2%

寄附についての意見



(備考)「寄附を行うことについての意見で、あなたのお考えに近いものをお答えください」という問に対する回答者の割合。
 調査対象: 全国の満18歳以上の男女3,000人(回収数(率)2,136人(71.2%)) 調査時期: 平成12年6月～7月
 (出所) 中央共同募金会「共同募金とボランティア活動に関する意識調査」

寄 附 の 動 機

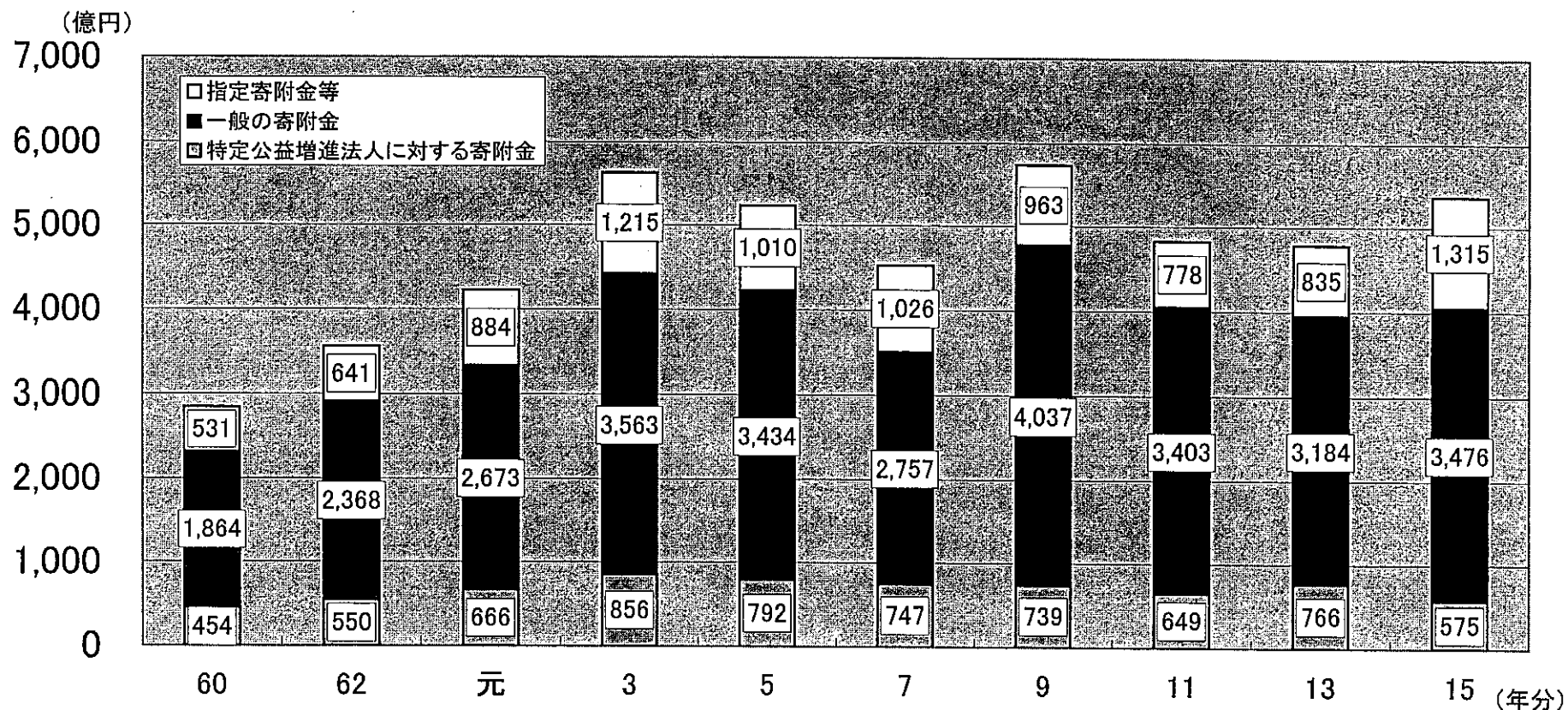


(備考)「寄付(募金)を行った動機や背景はどのようなものですか。次のうち、あてはまるものすべてにお答えください。」という問に対する回答者の割合。

(調査対象:1999年6月～2000年5月の間に寄付をした2,688人)

(出所)内閣府「国民生活選好度調査(平成12年度)

法人の寄附金の支出状況



総支出金額 (法人数)	2,850 (145,850)	3,559 (162,117)	4,223 (177,262)	5,634 (205,689)	5,236 (220,803)	4,530 (283,275)	5,740 (264,674)	4,830 (263,396)	4,785 (258,401)	5,366 (253,385)
----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

一般寄附金額＋ 特増寄附金額	2,319	2,918	3,339	4,419	4,226	3,504	4,777	4,052	3,950	4,051
損金算入額	1,685	2,017	2,498	3,165	2,529	2,207	2,949	1,881	2,108	1,706
損金不算入額	634	901	841	1,254	1,697	1,297	1,828	2,171	1,842	2,345

指定寄附金等の金額	531	641	884	1,215	1,010	1,026	963	778	835	1,315
-----------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------

(出所) 国税庁「会社標本調査結果報告」(対象:各年2月1日から1月31日までの間に終了した事業年度)

(注) 指定寄附金等には、国・地方公共団体に対する寄附金を含む。

わが国経済社会の構造変化の「実像」について（抄）

【平成16年6月 政府税制調査会 基礎問題小委員会】

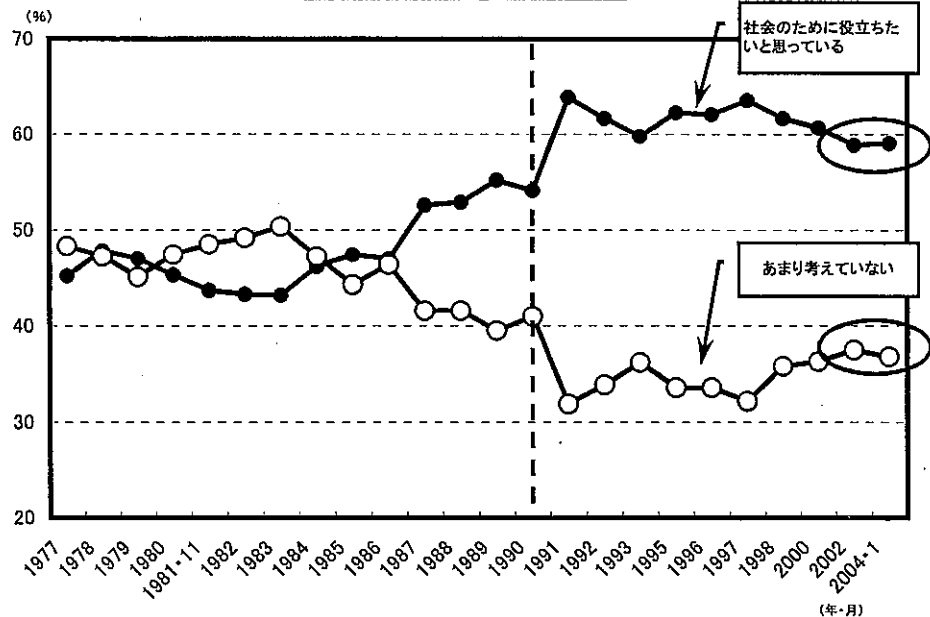
二 わが国経済社会の構造変化の「実像」：10のキー・ファクト

6 社会や「公共」に対する意識 （個人の主体的な「公共」への参加）

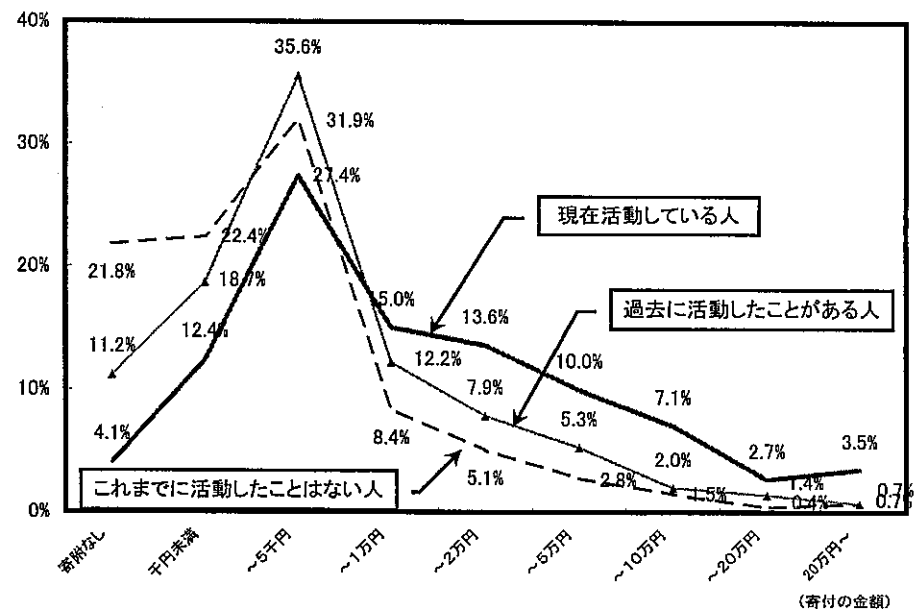
わが国においては、「公共」の担い手はしばしば「政府（官）」と結び付けられ、「民間」＝「私」と併せて、いわゆる「公私二元論」が支配的であった。しかし、現実の社会においては、「政府が担う公共」とは異なるもう一つの「公共」、すなわち市民活動から企業の社会的責任に至るまでの「民間が担う公共」というべき領域が存在する。

近年では、ボランティア活動など「民間が担う公共」の領域における活動が広がりを見せてきている。今日、町内会などの伝統的な地縁集団の機能が弱まる一方、社会の多様化が著しい中、様々な社会の問題に柔軟に対応していくためには、「政府が担う公共」はもとより「民間が担う公共」に個人が主体的に参加していくことが求められている。

社会への貢献意識



ボランティア活動の有無と寄付金の額の関係



（備考）「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか」という問に対する回答者の割合。

調査対象（2004年1月調査）：全国20歳以上の者10,000人（有効回収数（率）6,886人（68.9%））

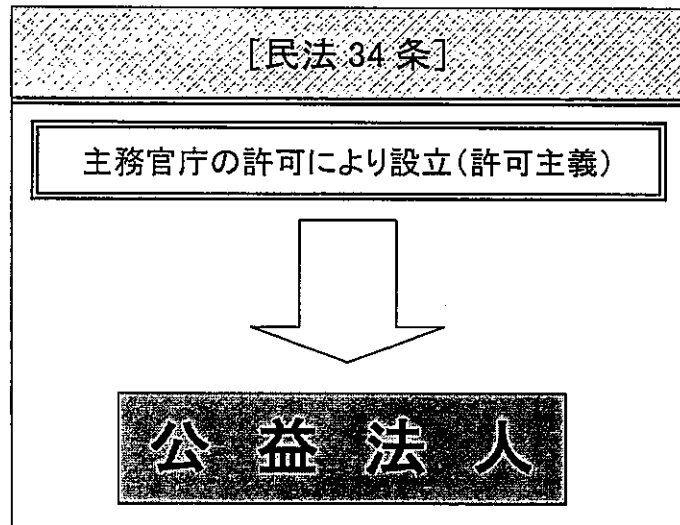
（出所）内閣府「社会意識に関する世論調査」

（出所）内閣府「国民生活白書（平成12年）」

公益法人制度改革の基本的枠組み（イメージ）

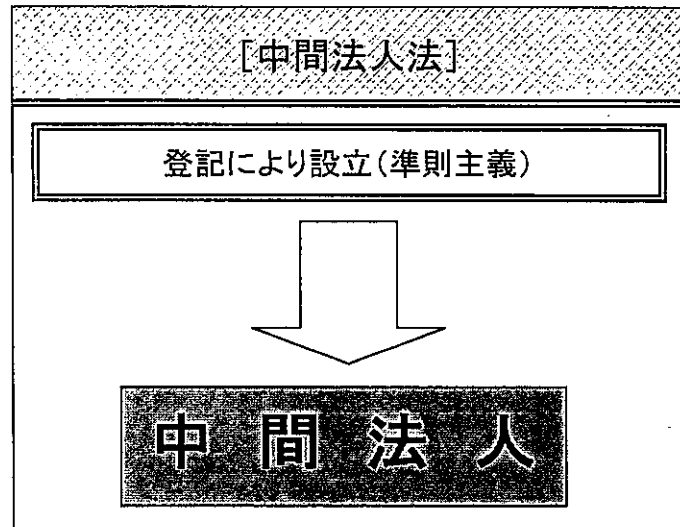
（注）16.12.24 閣議決定の内容をイメージ化したもの

【現行】

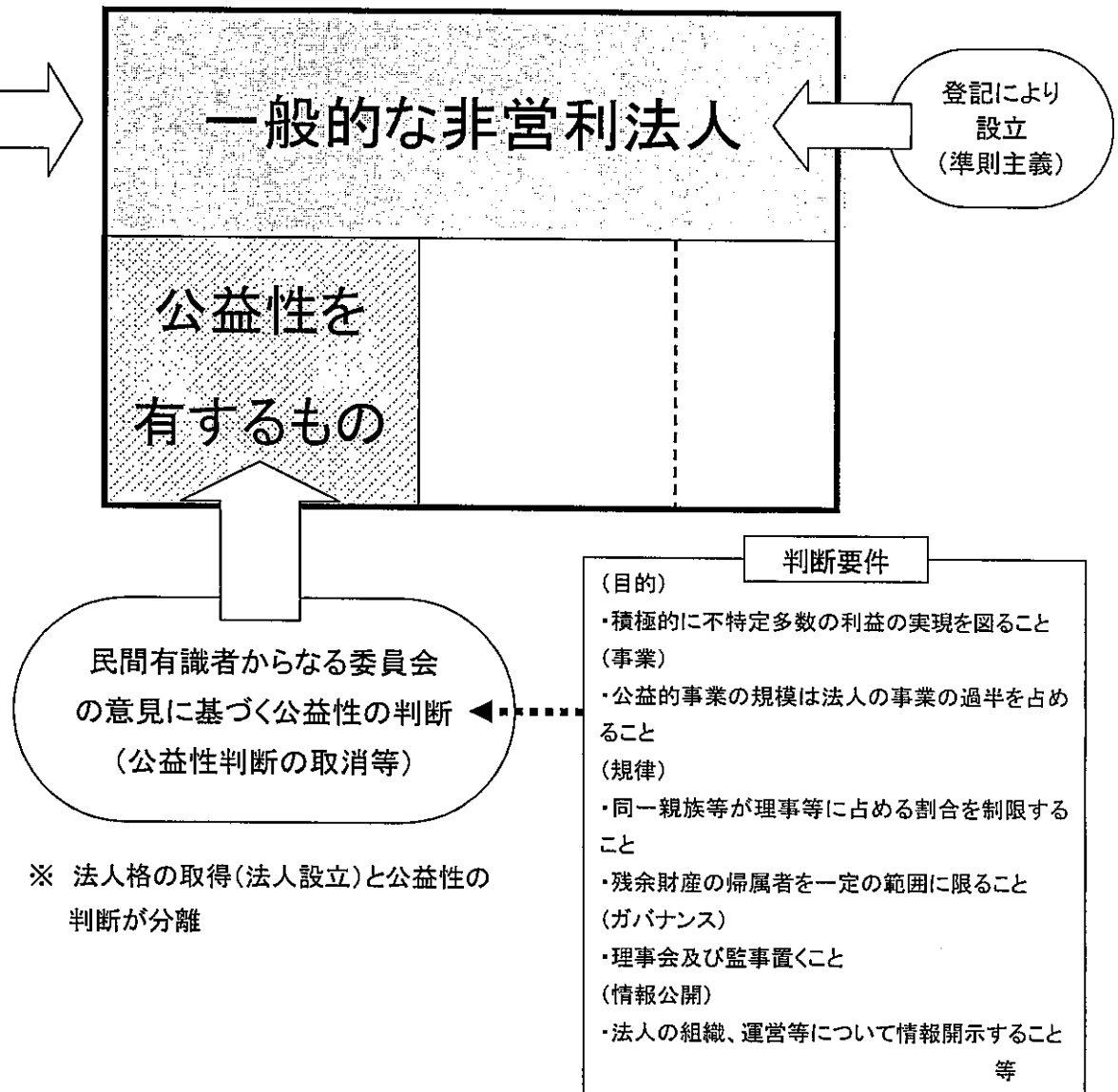


※法人格の取得（法人設立）と公益性の判断が一体

【中間法人法】

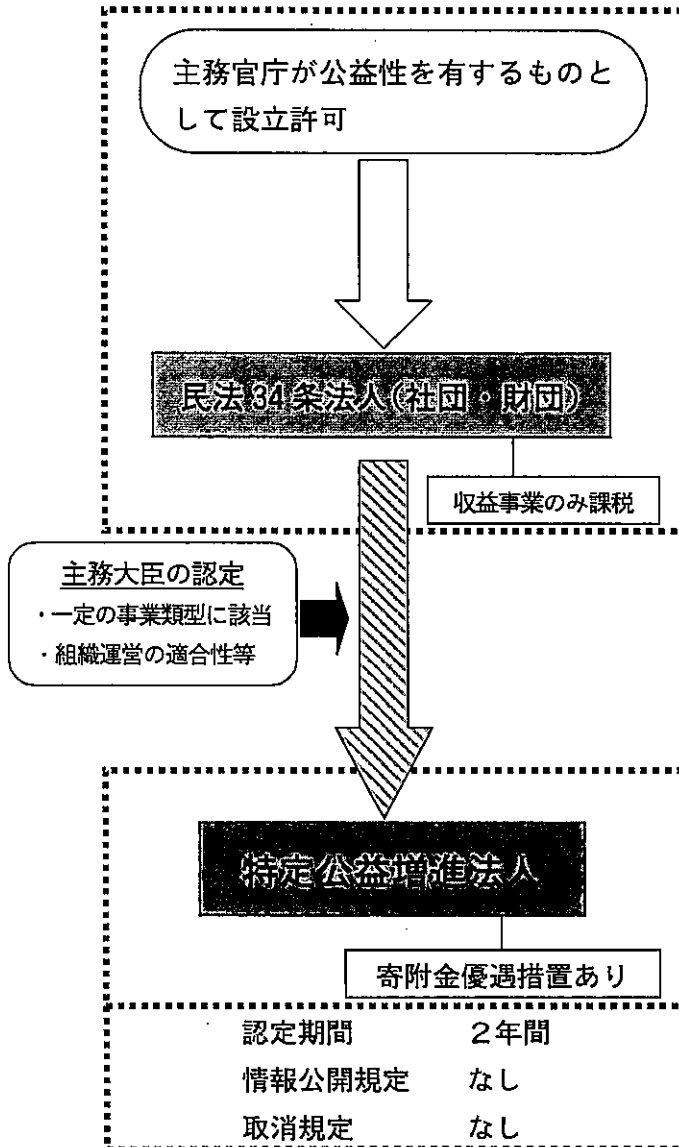


【新制度イメージ】

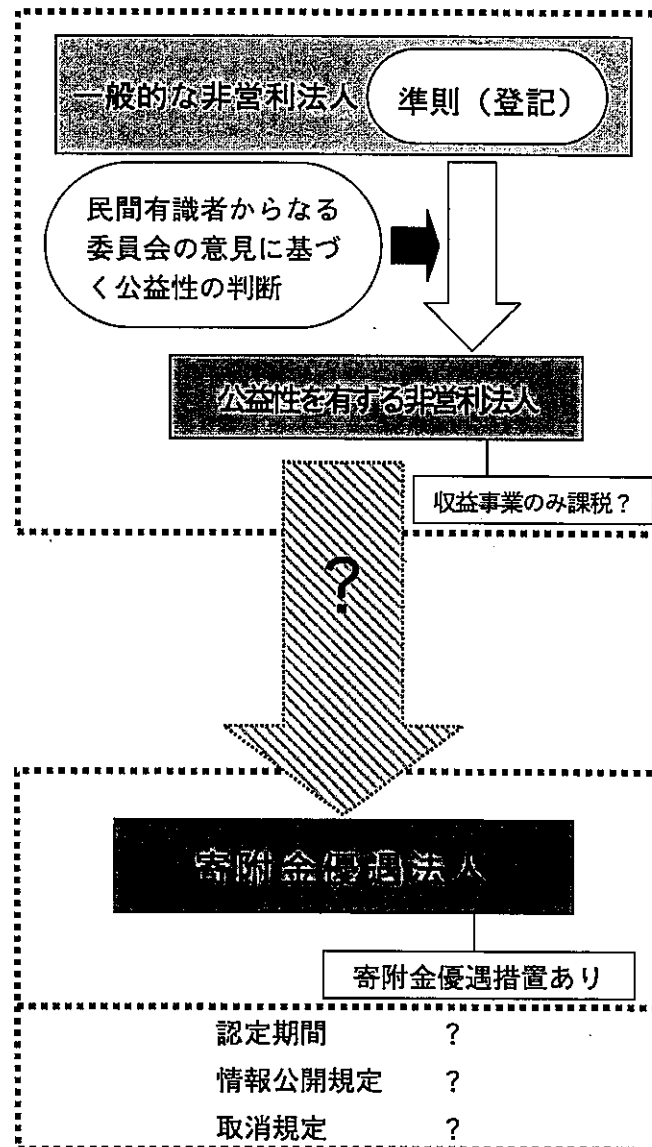


新たな非営利法人における寄附金税制の見直しについて

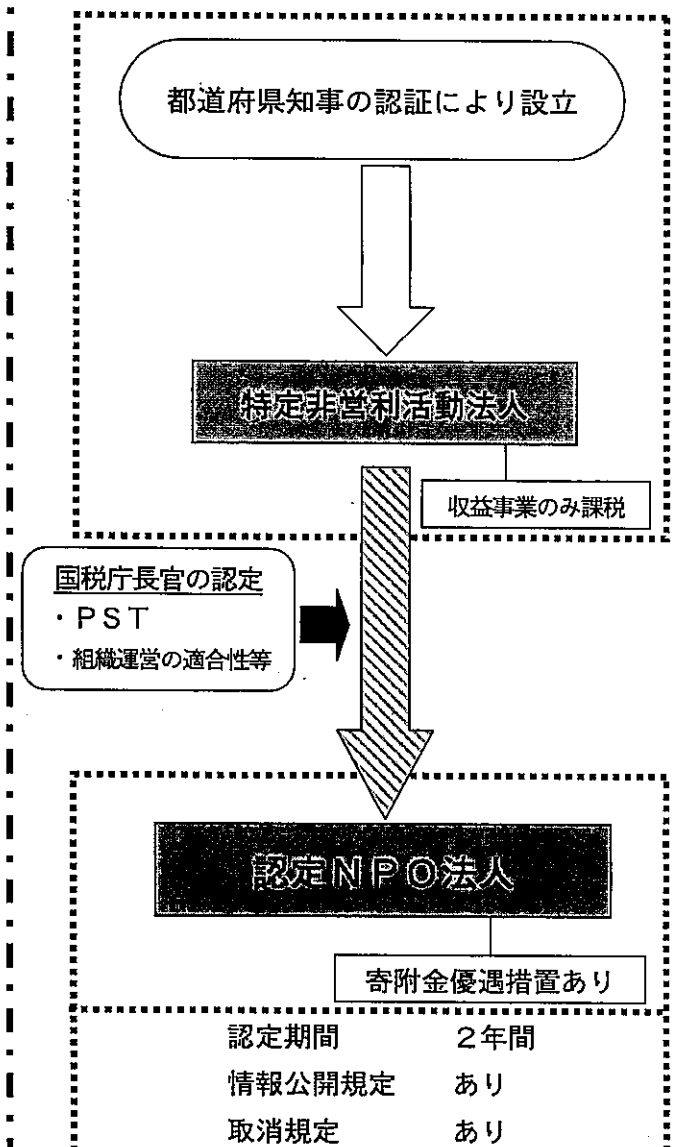
【現 行】



【新制度イメージ】



(参考) 【NPO法人】



(参考) 認定NPO法人の認定要件の概要

広く一般からの支援を受けているか (いわゆるパブリック・サポート・テスト)

- 広く一般から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること

$$\frac{\text{寄附金、助成金、(寄附金の性質を有する)会費}}{\text{総収入金額(寄附金、助成金、会費、事業収入等)}} \geq \frac{1}{5}$$

(注1) 「5分の1」の割合は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間になされた申請について適用(改正前3分の1)。

(注2) 分母・分子には、国・地方公共団体や我が国が加盟している国際機関からの補助金・受託事業収入は含めない。

(注3) 分母・分子には、1者から受け入れた寄附金で、年間の合計額が1,000円未満のものは含めない。

(注4) 分子には、1者から受け入れた寄附金の額の合計額のうち、受け入れた寄附金の額の総額の5%を超える部分の金額は含めない。

(注5) 割合は直前2事業年度の平均により算定。ただし、各事業年度の割合が10分の1以上である場合に限る。

事業活動組織等に関する基本的事項

- 適切な情報公開

- ・ 寄附者に関する事項(寄附金20万円以上の者の住所・氏名・寄附金の額の公開等)
- ・ 報酬・給与に関する事項(給与受給者の氏名・金額等)

- 事業内容の適正性

- ・ 宗教活動、政治活動を行わないこと、役員等の特定の者に特別な利益を与えないこと
- ・ 直前2事業年度の事業費の総額のうち特定非営利活動の事業費の占める割合の平均が、80%以上であること
- ・ 直前2事業年度の受入寄附金総額の平均の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること
- ・ 200万円超の海外への送金を行う場合、事前に国税庁に届け出ること等

- 運営組織の適正性

- ・ 役員や社員のうちにその親族が占める割合が1/3以下であること等
- (注) 親族とは、3親等内の血族、配偶者及び3親等の姻族が含まれる。

広く一般を対象とした活動を行っているか

- 事業活動のうち、会員等に対するサービスの提供や会員等相互の親睦等共益的活動にかかる事業費等の占める割合が50%未満であること

(注1) 「会員等」には、会員のほか、サービスの提供等を受ける者としてNPO法人の名簿等に氏名が記載され、継続的に又は反復してそのサービス等の提供を受ける者を含む。ただし、会員であっても単なる顧客は会員等の範囲に含まない。

(注2) 「共益的活動」には、ネットワーク型NPO法人が行う会員等である特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業に対する助成は含まない。

(注3) 共益的活動の割合は直前2事業年度の平均により算定。

寄附金の損金算入枠について

(平成8年11月 税制調査会)

第2章 課税ベースに関する個別的検討

7. 法人の経費

(4) 寄附金

- ① 法人の支出する一般の寄附金は、一定の限度内で損金の額に算入される。特定公益増進法人に対して支出する寄附金については、別途、一般の寄附金と同じ限度内で損金の額に算入される。そのほか、国・地方公共団体その他一定の公益団体に対するいわゆる指定寄附金については、その全額が損金の額に算入される。
- ② この取扱いについて、寄附金は本来経費性がないことから、原則としてこれを損金の額に算入せず、公益的な活動を支援するとの政策的な観点から、特定の寄附金についてのみ損金の額に算入するよう改めるべきではないかとの指摘がある。寄附金は、直接的な対価を伴わない支出であって多分に利益の処分としての性格が濃いものである。ただし、企業が支出する寄附金の中には事業関連性を否定しきれない寄附金も少なくない。現行制度が一般の寄附金について、一定の限度を設けその範囲内で損金の額に算入しているのは、事業関連性の判定の困難さも考慮し、税実務上の要請に応えることとしたためである。したがって、一般の寄附金の損金算入制度の仕組みそのものを廃止することについては慎重であるべきものとする。

しかしながら、寄附金に一部経費的な性格のある支出が含まれているとしても、一定の限度内であればその全額を損金の額に算入する現行の取扱いは、寄附金の本来的な性格、法人の交際費支出に対する課税上の取扱いとのバランスからみて、必ずしも適当とはいえない面がある。したがって、損金算入の対象とする寄附金の範囲を限定するか、それが困難な場合には一定の限度内であってもその一部を損金の額に算入しないこととするといった見直しを行うことが考えられる。

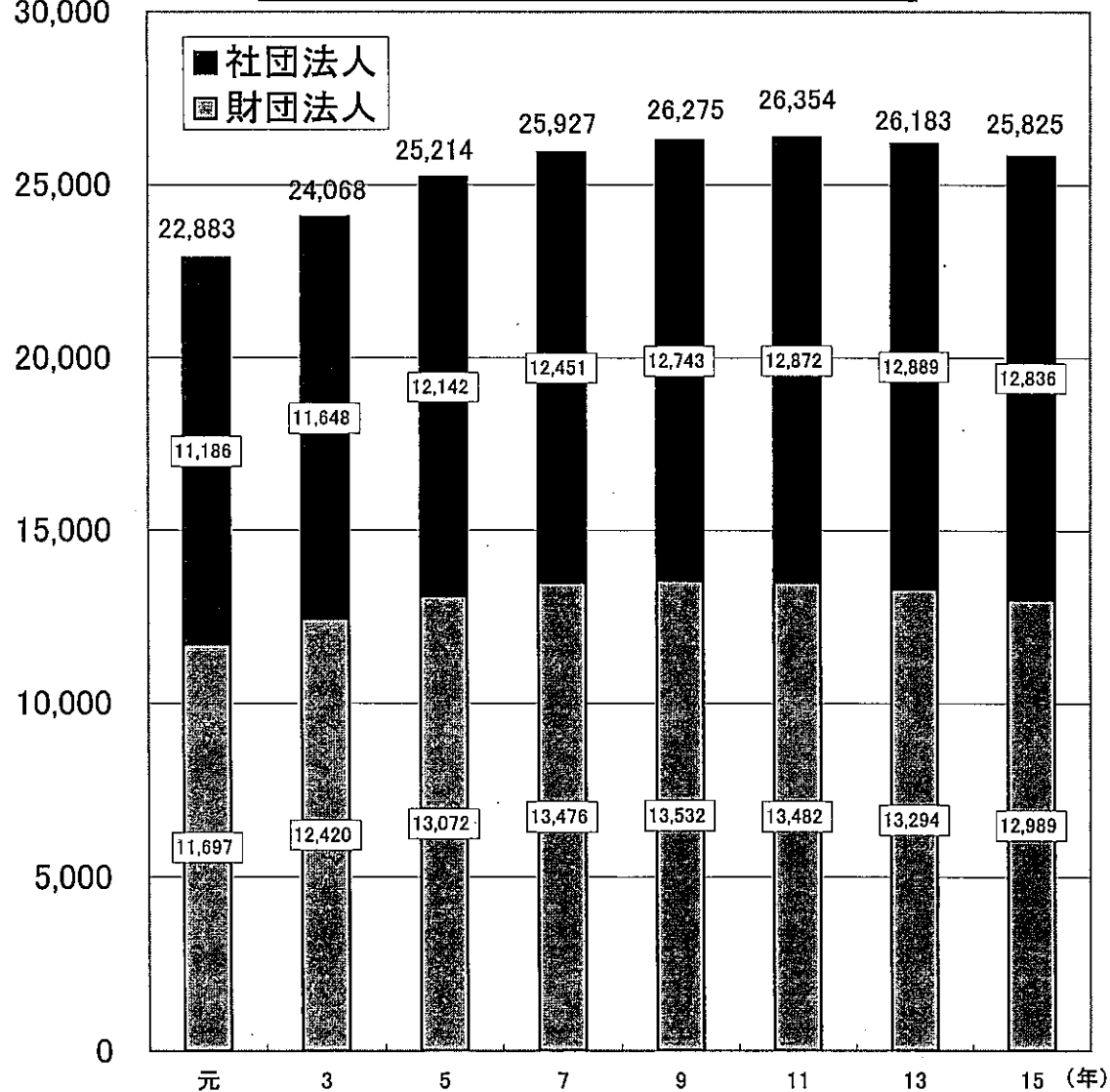
この点については、個人所得税における寄附金の取扱いやその全額が損金不算入とされる大法人の支出交際費の取扱いとのバランスからみて、一般の寄附金を損金算入とする現行の取扱いは全廃すべきであるとの意見があった。

- ③ 一方、近年、企業は、芸術・文化の支援等社会への貢献を強く求められてきているので、公益の増進に貢献する団体等に対する寄附金の損金算入について更に拡充する必要があるのではないかとの意見や、こうした寄附金については法人が利益処分経理を行った場合においても、損金の額に算入すべきではないかとの意見があった。

寄附金の損金算入制度については、こうした諸点を含め、そのあり方を検討する必要がある。

(法人数)
30,000

民法34条法人(社団法人・財団法人)数の推移



(出所)総務省「平成16年版 公益法人白書」

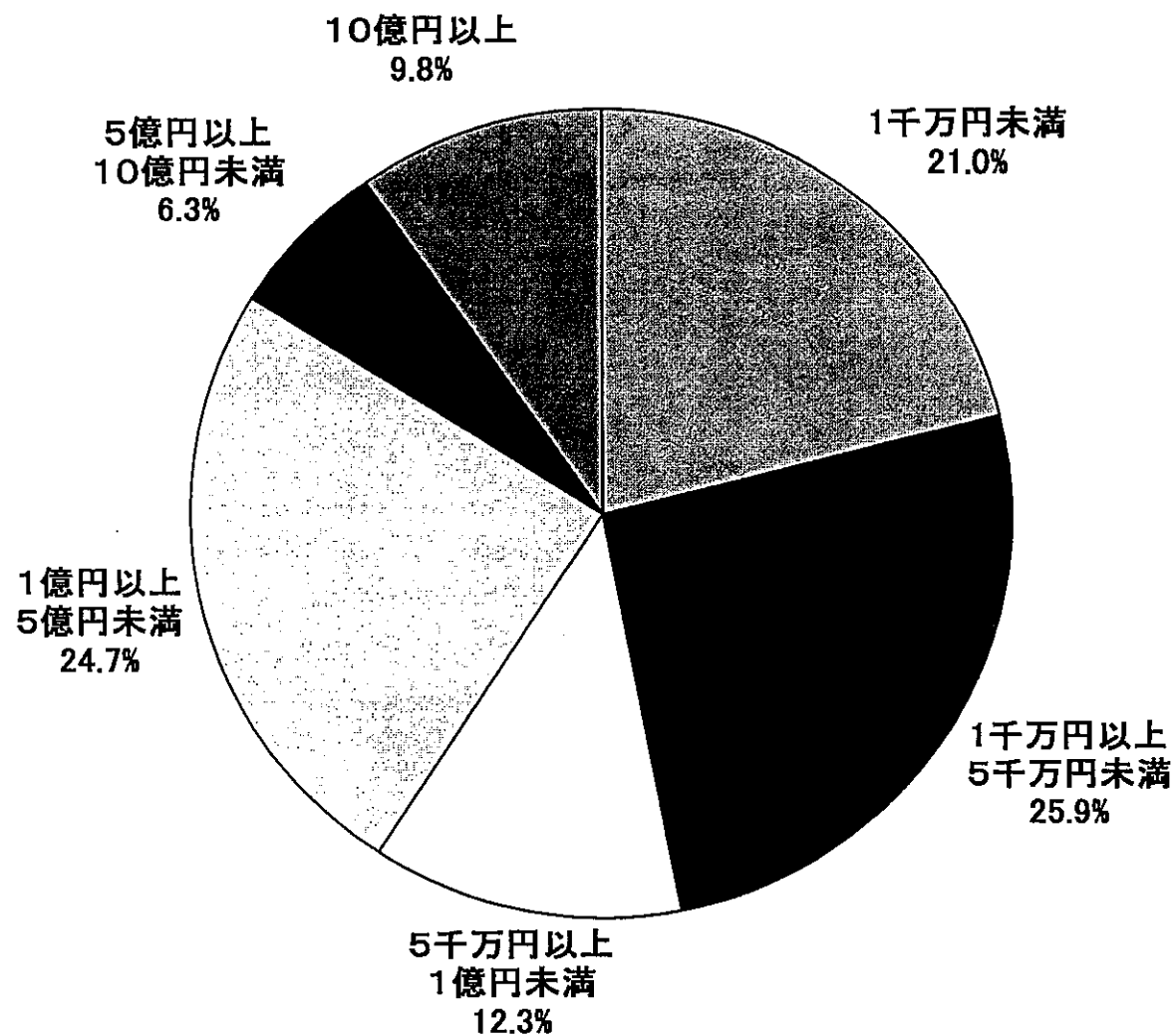
公益法人等の数

区分	法人数	構成比
民法34条法人	25,825	10.1%
学校法人	7,834	3.1%
社会福祉法人	18,800	7.3%
宗教法人	182,634	71.3%
その他	21,153	8.2%
計	256,246	100%

中間法人	1,542	有限 1348 無限 194
------	-------	-------------------

(注)財務省調べ(法人数については、各法人で調査時点が異なる。)

年間収入別の民法34条法人(社団法人・財団法人)数

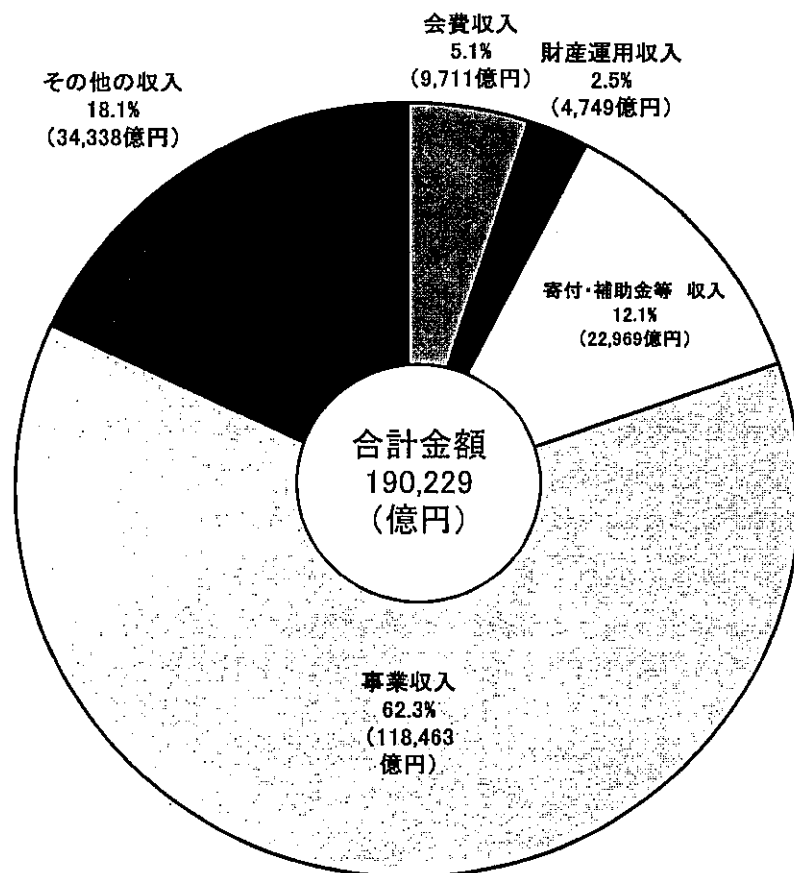


年間収入額	法人数	割 合
1千万円未満	5,417	21.0%
1千万円以上 5千万円未満	6,693	25.9%
5千万円以上 1億円未満	3,170	12.3%
1億円以上 5億円未満	6,382	24.7%
5億円以上 10億円未満	1,633	6.3%
10億円以上	2,530	9.8%
合 計	25,825	100.0%

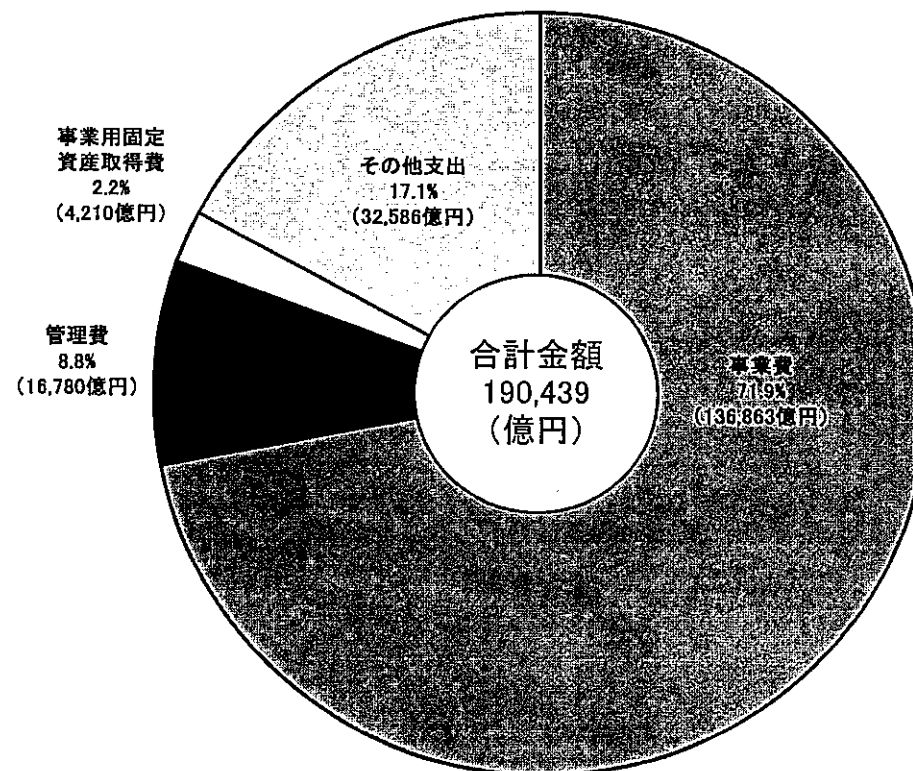
(出所)総務省「平成16年版 公益法人白書」

収入構造及び支出構造：民法34条法人（社団法人・財団法人）全体

[収入]

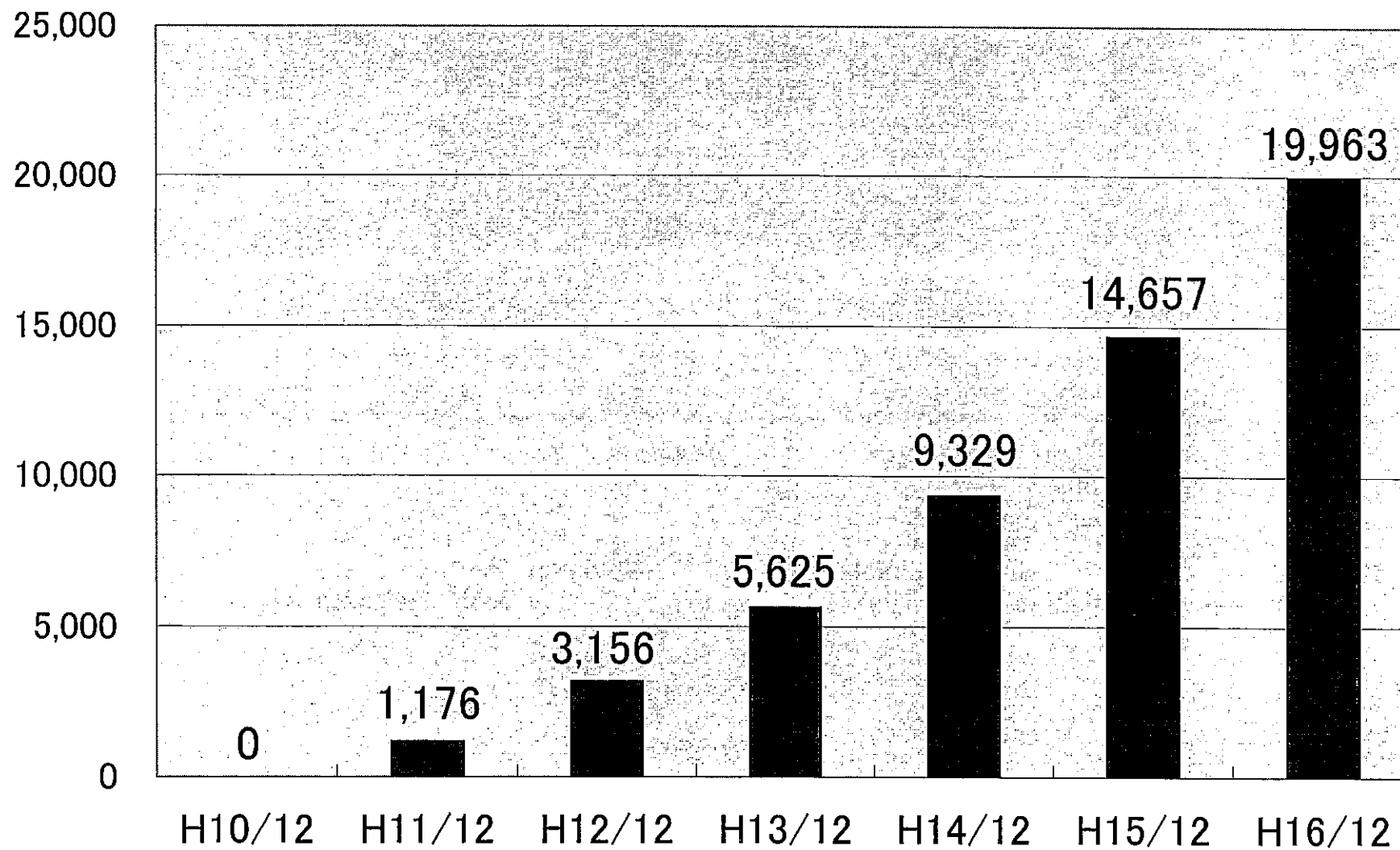


[支出]



(出所)総務省「平成16年度版 公益法人白書」

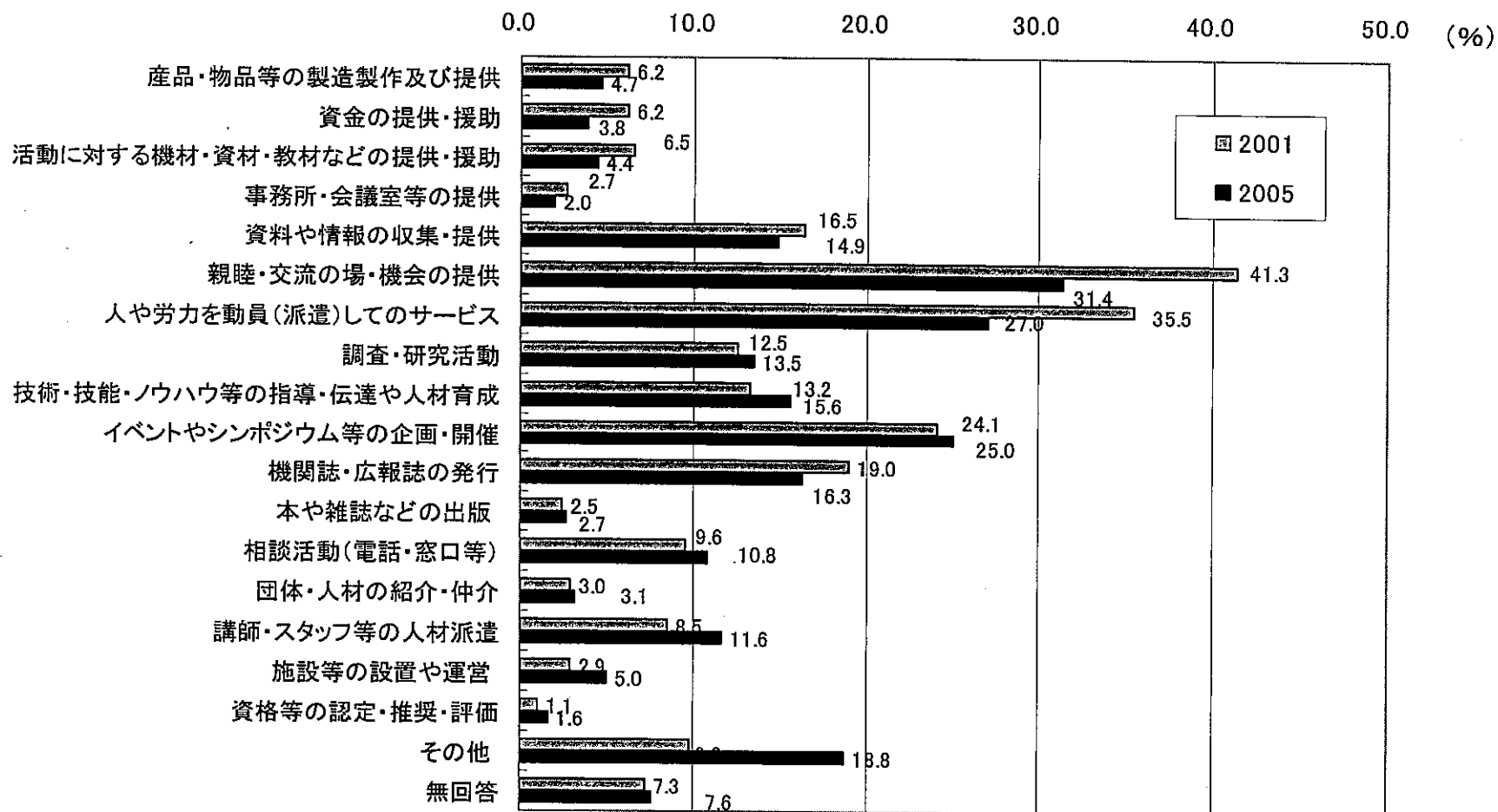
NPO法人の認証数の推移



(出所) 内閣府ホームページ

NPO法人の活動実態

(対象: 2001年 4,009法人、2005年 4,363法人)

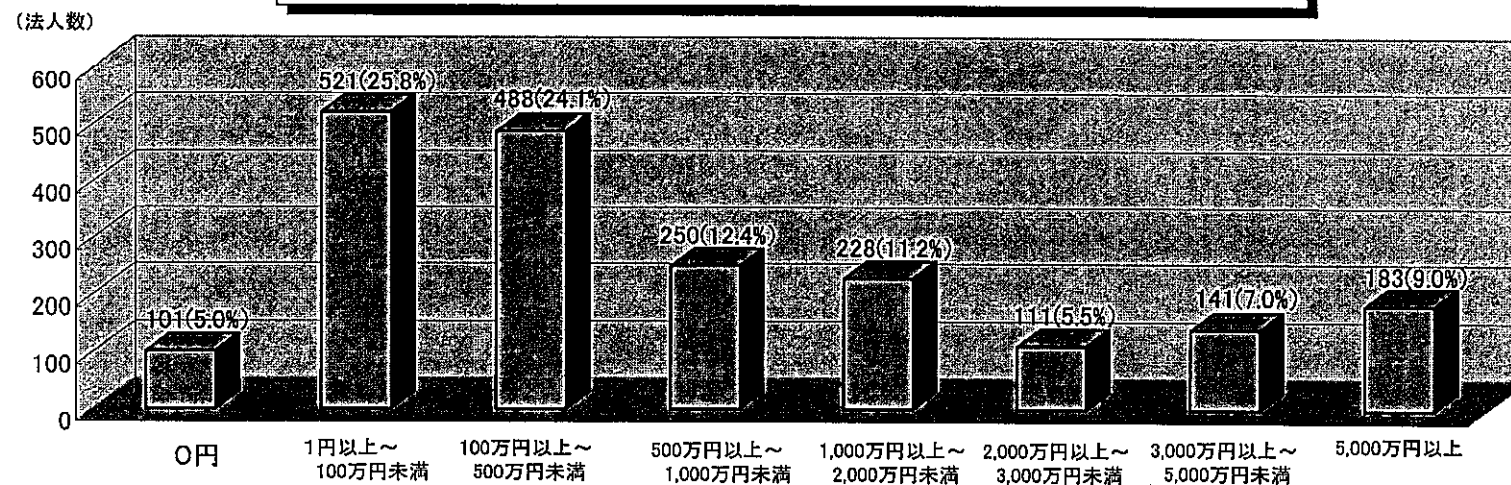


出所:「市民活動団体等基本調査」(2001年及び2005年 内閣府国民生活局)

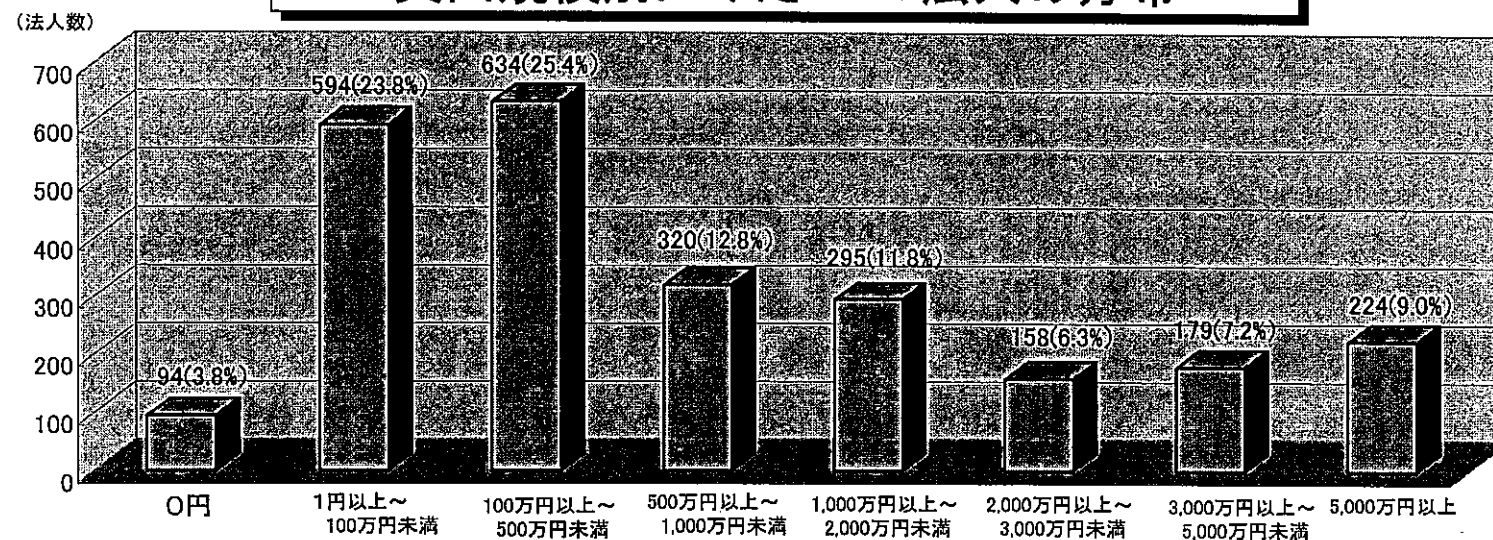
注1: 上記調査における対象団体は、「継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人及び権利能力なき社団(いわゆる任意団体)」である。

注2: 2005年の数値については、現在集計中であり、暫定値である。

収入規模別にみたNPO法人の分布



支出規模別にみたNPO法人の分布



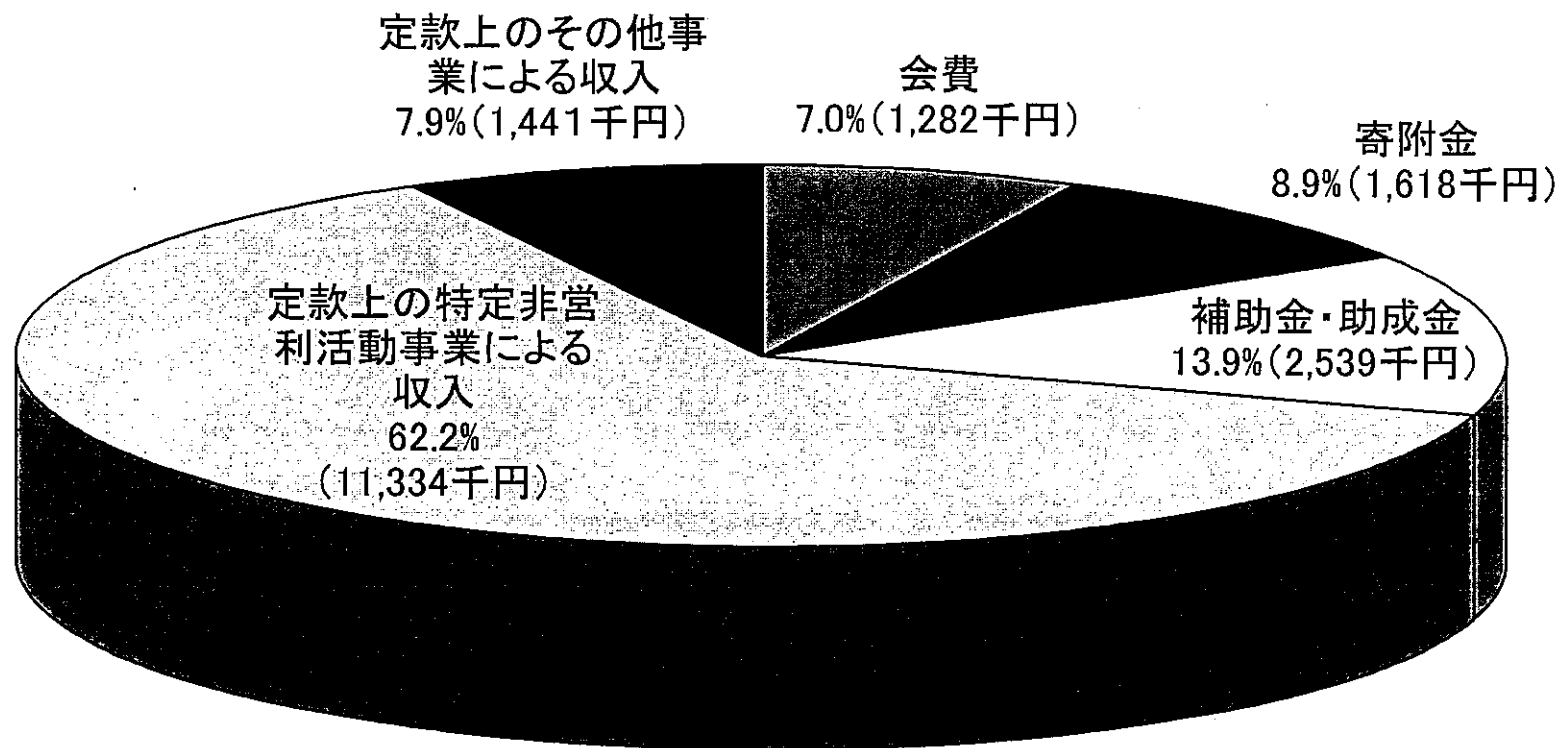
出所：NPO法人の実態及び認定NPO法人制度の利用状況に関する調査（平成16年11月内閣府）

（注1）収入規模別回答数（2, 023法人）・支出規模別回答数（2, 498法人）

（注2）収入規模別分布 1,000万円未満 1,360法人（67.2%）

（注3）支出規模別分布 1,000万円未満 1,642法人（65.7%）

NPO法人の収入に占める収入項目の割合



出所: NPO法人の実態及び認定NPO法人制度の利用状況に関する調査(平成16年11月内閣府)

(注1) 回答法人数 2,023法人

(注2) 金額は1法人あたりの平均値である。